

郵便等投票制度のご案内

郵便等投票制度は、身体に障がいがある方や介護を必要とされる方が、自宅など現在の居場所
所で投票用紙に自ら記載をし、郵送(郵便又は信書便)で投票する制度です。

この制度を利用するためには、事前に選挙管理委員会へ交付申請(裏面 3 参照)を行い、「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

1 郵便等投票制度が利用できる方

下表に該当する方で、ご自分で投票用紙に記載することができる方

区 分		等 級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1 級 または 2 級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸	1 級 または 3 級
	免疫、肝臓	1 級 ~ 3 級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症 ~ 第 2 項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸、肝臓	特別項症 ~ 第 3 項症
介護保険被保険者証		要介護 5

2 代理記載による郵便等投票制度が利用できる方

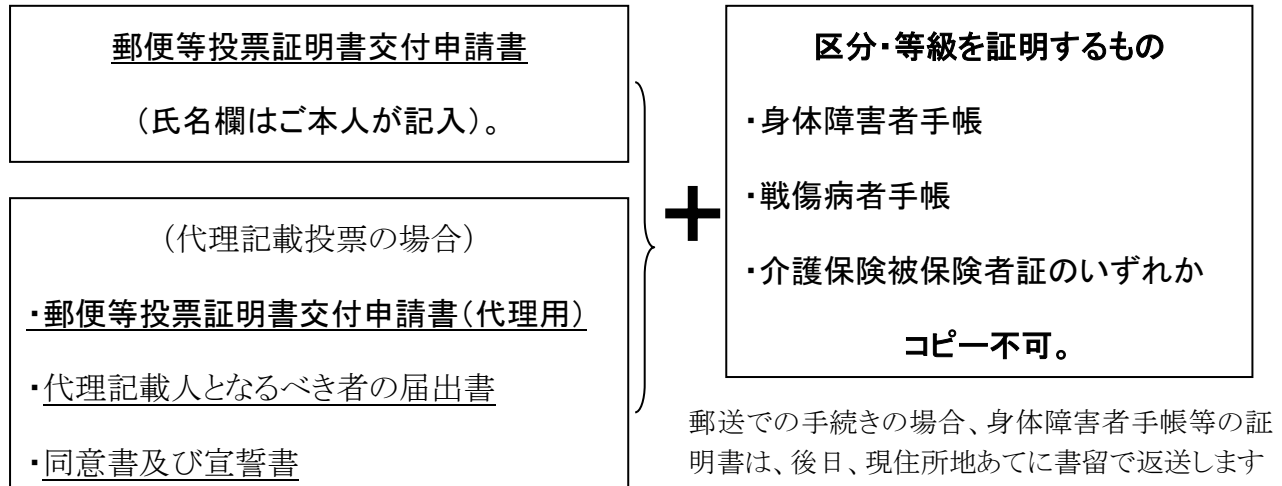
郵便等投票が利用できる方のうち、下表に該当し、投票用紙に自書できない方

区 分		等 級
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1 級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症 ~ 第 2 項症

3 郵便等投票証明書の申請

下記の書類を選挙管理委員会宛てに、郵送または持参して申請してください。

証明書の発行までに時間を要する場合がありますので、早めの申請をお願いいたします。



※ 郵便等投票証明書の有効期間は7年間です。ただし、要介護5の方は介護保険被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間までとなります。

※ 有効期間が終了した場合、紛失した場合等は新たに交付申請が必要です。

4 郵便等投票の手順

- ① 選挙のとき、選挙管理委員会から事前に『**投票用紙及び投票用封筒請求書**』をお送りします
 - ② 『**投票用紙及び投票用封筒請求書**』が届いたら、必要事項を記入のうえ**郵便等投票証明書**を添えて、**選挙期日の4日前までに届くように**選挙管理委員会に返送してください(必須)
 - ③ 選挙管理委員会から現住所地あてに、**投票用紙等一式と郵便等投票証明書**をお送りします
- * 郵便等投票証明書は次回の選挙まで大切に保管しておいてください**
- ④ 自宅等で投票用紙に記入し、選挙管理委員会に返送してください

詳しくは、選挙の都度お知らせいたします

その他、申請手続き等に関するお問い合わせ

板橋区選挙管理委員会事務局 03-3579-2681

173-8501 板橋区板橋 2 丁目 66 番 1 号(板橋区役所 7 階)